

全国常設型住民投票条例設置一覧

	愛知県 高浜市	群馬県 中里村	群馬県 境町	埼玉県 富士見市	埼玉県 上里町	埼玉県 美里町	群馬県 桐生市
名 称	住民投票条例全部改正	住民投票条例	住民投票条例	市民投票条例	住民投票条例	住民投票条例	住民投票条例
提案者	市長	議員	議員	市長	町長	町長	市長
可決日	02.06.24	02.06.17	02.09.18	02.12.19	03.01.20	03.03.25	03.06.20
施行日	02.09.01	?	02.09.20	02.12.20	03.04.01	03.04.01	03.07.01
投票資格者	18歳以上の日本国籍を有する者と永住外国人	廃?	町長・町議会議員の選挙権を有するもの	市長・市議会議員の選挙権を有するもの	町長・町議会議員の選挙権を有するもの	18歳以上の日本国籍を有する者と永住外国人	市長・市議会議員の選挙権を有するもの
発議及び請求	住民・議会・市長	?	住民・議会・町長	住民・議会・市長	住民・議会・町長	住民・議会・町長	住民
直接請求に必要な署名数	投票資格者総数の1/3	廃?	投票資格者総数の1/3	投票資格者総数の1/5	投票資格者総数の1/3	投票資格者総数の1/3	投票資格者総数の1/6
成立要件の投票	投票資格者総数の1/2の投票	廃?	投票資格者総数の1/2の投票	投票資格者総数の1/3の投票	投票資格者総数の1/2の投票	投票資格者総数の1/2の投票	投票資格者総数の1/2の投票
不成立の場合	開票しない	?	開票しない	開票しない	開票しない	開票する	開票しない
備 考	それまでの条例を全部改正 ・住民投票の請求、投票資格者の対象の拡大 ・郵便による不在者投票の対象者の拡大 ・同日投票に関する規定の廃止	2003.04.01 万場町との合併（神流町）に伴い廃止	2005.01.01 伊勢崎市・赤堀町・東村と合併（伊勢崎市）に伴い廃止	「市長は、...投票人以外の者で...次に掲げる者の当該市民投票に係る事案に関する賛否の意思について...その把握に努める」とし、満18歳以上の住民と永住外国人に実質的な投票資格を認めている。			

全国常設型住民投票条例設置一覧

	広島県 広島市	岡山県 哲西町	茨城県 総和町	香川県 三野町	石川県 押水町 (現・宝達志水市)	千葉県 我孫子市	埼玉県 坂戸市
名 称	住民投票条例	住民投票条例	住民投票条例	まちづくり住民投票条例	住民投票条例	市民投票条例	住民投票条例
提案者	市長	町長	町長	町長	町長	市長	市長
可決日	03.03.19	03.03.19	03.09.19	03.09.19	03.09.25	04.03.22	04.03.17
施行日	03.09.01	03.09.01	03.10.01	03.12.01	04.01.01	04.04.01	04.04.01
投票資格者	18歳以上の日本国籍を有する者と永住外国人	18歳以上の日本国籍を有する者と永住外国人	18歳以上の日本国籍を有する者と永住外国人	18歳以上の日本国籍を有する者と永住外国人	18歳以上の日本国籍を有する者と永住外国人	18歳以上の日本国籍を有する者と永住外国人	市長・市議会議員の選挙権を有するもの
発議及び請求	住民	住民・議会・町長	住民・議会・町長	住民・議会・町長	住民・議会・町長	住民・議会・市長	住民
直接請求に必要な署名数	投票資格者総数の1/10	有資格者総数の1/5	投票資格者総数の1/5	投票資格者総数の1/3	投票資格者総数の1/10	投票資格者総数の1/8	投票資格者総数の1/6
成立要件の投票	投票資格者総数の1/2の投票	投票資格者総数の1/2	投票資格者総数の1/2	なし(但し賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の1/3以上の場合には尊重義務あり)	投票資格者総数の1/2	なし(但し賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の1/3以上の場合には尊重義務あり)	投票資格者総数の1/2の投票
不成立の場合	開票しない	開票しない	開票しない		開票しない		規定なし
備 考		2005.03.31 大佐、神郷、哲多町との合併(新見市)に伴い廃止	2005.09.12 古河市、三和町との合併(古河市)に伴い廃止	2006.01.01 高瀬町、山本町、豊中町、仁尾町、財田町、詫間町との合併(三豊市)に伴い廃止	2006.01.01 高瀬町、山本町、豊中町、仁尾町、財田町、詫間町との合併(三豊市)に伴い廃止		

全国常設型住民投票条例設置一覧

	広島県 大竹市	長野県 木曾福島町	群馬県 伊香保町	山口県 岩国市	鹿児島県 金峰町	埼玉県 鳩山町	北海道 増毛町
名称	住民投票条例	住民投票条例	住民投票条例	市民投票条例	住民投票条例	住民投票条例	町民投票条例
提案者	市長	議員	町長	市長	町長	町長	町長
可決日	03.12.22	04.06.23	04.06.07	04.03.15	04.10.05	04.12.16	04.12.21
施行日	04.06.01	04.07.01	?	04.10.01	04.10.05	04.12.17	04.12.22
投票資格者	18歳以上の日本国籍を有する者と永住外国人	選挙人名簿に登録されている者	?	20歳以上の日本国籍を有する者と永住外国人	18歳以上の日本国籍を有する者と永住外国人	18歳以上の日本国籍を有する者と永住外国人	18歳以上の日本国籍を有する者と永住外国人
発議及び請求	住民・議会・市長	住民・議会・町長	住民・議会・町長	住民・議会・市長	住民・議会・町長	住民・議会・町長	住民・議会・町長
直接請求に必要な署名数	投票資格者総数の1/3	投票資格者総数の1/5	投票資格者総数の1/50	投票資格者総数の1/6	投票資格者総数の1/3	投票資格者総数の1/3	投票資格者総数の1/8
成立要件の投票	投票資格者総数の1/2	規定なし	投票資格者総数の1/2	投票資格者総数の1/2	投票資格者総数の1/2の投票	投票資格者総数の1/2の投票	投票資格者総数の1/2の投票
不成立の場合	開票しない	-	開票しない	開票しない	開票しない	開票しない	開票しない
備考		「住民投票に付された事項の内容により、その投票資格者の範囲を拡大さらにはその範囲を定めてこれを行うことができる」 2004.09.26 周辺自治体との合併の是非を問う住民投票実施 2005.11.01 日義、開田、三岳村との合併(木曾町)に伴い廃止	2006.02.20 渋川市、小野上、子持、赤城、北橋村との合併(渋川市)に伴い廃止	2006.03.12 米軍艦載機移駐の賛否について住民投票実施 2006.03.20 由宇、周東、玖珂、錦、美川、美和町、本郷村との合併(岩国市)に伴い廃止	2004.10.31 周辺自治体との合併の是非を問う住民投票実施 2005.11.07 加世田市、大浦、坊津、笠沙と合併(南さつま市)に伴い廃止		

全国常設型住民投票条例設置一覧

	北海道 静内町	北海道 三石町	長野県 和田村	三重県 名張市	東京都 三鷹市	青森県 山陽小野田市	神奈川県 逗子市
名 称	町民投票条例	町民投票条例	住民投票条例	住民投票条例	自治基本条例	住民投票条例	住民投票条例
提案者	議員	議員	村長	市長	市長	市長	市長
可決日	04.12.28	05.01.12	05.01.18	05.12.20	05.09.29	06.03.27	06.03.01
施行日	05.01.07	05.01.13	?	06.01.01	06.04.01	06.07.01	06.08.01
投票資格者	18歳以上の日本国籍を有する者と永住外国人	20歳以上の日本国籍を有する者と永住外国人	20歳以上の有権者	18歳以上の日本国籍を有する者と永住外国人	-	20歳以上の日本国籍を有する者と永住外国人	20歳以上の日本国籍を有する者と永住外国人
発議及び請求	住民・議会・町長	住民・議会・町長	住民・議会・村長	住民・議会・市長	住民	住民・議会・市長	住民・議会・市長
直接請求に必要な署名数	投票資格者総数の 1/5	投票資格者総数の 1/5	?	投票資格者総数の 1/4	18歳以上の日本国籍を有する者と永住外国人総数の1/50	投票資格者総数の 1/6	投票資格者総数の 1/5
成立要件の投票	選択肢が2つの場合：なし 選択肢が3つ以上の場合： 投票率60%以上	選択肢が2つの場合：なし 選択肢が3つ以上の場合： 投票率60%以上	?	規定なし	-	投票資格者総数の 1/2の投票	投票資格者総数の 1/2の投票
不成立の場合	開票しない	開票しない	?	-	-	開票しない	開票しない
備 考	選択肢が2つの場合：3/10 を超える投票結果を尊重 選択肢が3つ以上の場合： 有効投票総数の内もっとも 多く選択された結果を尊重 2005.03.20 周辺自治体との合併の是非 を問う住民投票実施 2006.03.31 三石町との合併（新ひだか 町）に伴い廃止	選択肢が2つの場合：3/10 を超える投票結果を尊重 選択肢が3つ以上の場合： 有効投票総数の内もっとも 多く選択された結果を尊重 2005.03.20 周辺自治体との合併の是非 を問う住民投票実施 2006.03.31 静内町との合併（新ひだか 町）に伴い廃止	2005.10.01 長戸町との合併（長 和町）に伴い廃止	2005.06.23 可決 2006.01.01 施行の自 治基本条例に基づく 投票資格者総数の 1/50以上の連署で請 求された場合は議会 の過半数の賛成を経 て実施される	通常は投票事項、投票資 格等は別に作る住民投 票条例で定めることが 多いが、この条例では、 諸条件は案件によって 違うとの考えからそれ ぞれ請求時の条例ごと に定めるとしている 請求を議会に付議する ので実質的に議会に拒 否権が与えられている	2005.12.08 可決、 2006.08.01 施行の市 民参加条例に基づく 市長が発議するとき は、あらかじめ市民 参加制度審査会に諮 問し、2/3以上の承認 の議決を得た上で行 うことができる	

全国常設型住民投票条例設置一覧

	大阪府 岸和田市	神奈川県 大和市					
名 称	住民投票条例	住民投票条例					
提案者	市長	市長					
可決日	05.06.22	06.03.24					
施行日	06.08.01	06.10.01					
投票資格者	18 歳以上の日本国籍 を有する者と定住外 国人	16 歳以上の日本国籍 を有する者と定住外 国人					
発議及び請求	住民	住民・議会・市長					
直接請求に 必要な署名数	投票資格者総数の 1/4	投票資格者総数の 1/3					
成立要件の投票	規定なし	規定なし					
不成立の場合	-	-					
備 考	2004.12.10 可決、 2005.08.01 施行の自 治基本条例に基づく 投票資格者に「定住 外国人」を含む	2004.10.04 可決、 2005.04.01 施行の自 治基本条例に基づく 投票資格者に「定住 外国人」を含む					